

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 経営総務部 資産経営課

番号 9

| | | |
|------------------|-------------------------|---|
| 不利益処分の内容 | | 物件移転費用等の納付命令 |
| 根拠法令及び条項 | | 土地収用法 第138条第3項 |
| 処 分 基 準 | 関係条項 | |
| | 基準 (未設定の場合は その理由) | <p>1 (1) 既に補償金の払い渡し若しくは供託がなされているとき。</p> <p>(2) 義務者が受けるべき補償金がないとき。</p> <p>(3) 補償金が代行費用に充たないとき。</p> <p>(4) その他市長が、代行に要した費用を明渡裁決に係る補償金から徴収することができないとき、又は徴収することが適当でない認められるとき。</p> <p>2 代行が完了しており、代行に要した費用が確定していること。</p> |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成9年10月1日設定 (年 月 日最終変更) |

(裏)

| | | |
|------------------|-----|--|
| 処 分 基 準 | 基 準 | |
|------------------|-----|--|